

英國道路交通法 (二)

増田 甲子七

第十一條 (無謀若は危険なる運轉) (Reckless or dangerous driving) (註一)

(註一)

一 道路の性質、狀況及用法、並當時に於ける實際の交通量又は合理的に想像し得べき交通量等、各場合に於ける實情に照し、無謀に、若は公衆に危害を及ぼすが如き速度、並方法に依り、道路に於て自動車を運轉したる者は、

b 起訴に基く裁判に依り六箇月以下の禁錮又は罰金に處せられ若は兩者を併科せらるべし

二 裁判所は處罰せられたる者の有する免許證に有罪判決の詳細を裏書すべきことを命令すべし

三 本條に基き二回以上處罰せられたる者に就き處罰を行ひたる裁判所は、前回の若は最近の處罰の日より時日を經過せるに因るか又は他の特別の理由に依り他の命令を發するを適當と認めたる場合の外、本法本章の規定に基きて與へられたる權限を行使して違反者の運轉手免許證の所持若は取得に關する資格の剝奪を命ずることを要す

a 略式裁判に依り五十磅以下の罰金又は三箇月以下の禁錮に處せられ、事犯二回以上に及ぶときは百磅以下の罰金又は三箇月以下の禁錮に處せられ若は兩者を併科せらるべし。

但し本項は之を裁判所が第一回の犯罪に對し前記權限を行使する權利に影響するものと解釋すべからず

四 本條に規定する違反行爲を幫助、教唆、勸告、要請若は使喚せる廉に依り訴追せられたる者にして違反行爲の行はれたるとき當該車輛中に在りしことを立證せられたるときは、運轉手免許證を所持又は取得する資格の剝奪に關する本法本章の目的の爲に、其の處罰を受けたる犯行は之を自動車運轉に關する犯罪と看做す

第十二條 (不注意なる運轉 Careless driving) (註二)

一 相當なる注意を用ひずして若は道路を使用する第三者に對し相當なる考慮を缺きて道路に於て自動車を運轉したる者は處罰せらるべし

二 本條違反に依り一回若は二回處罰を受けたりとするも運轉手免許證の所持又は取得に關する資格を剝奪せらるゝことなし

(註一註二) 第十一條並第十二條は自動車を運轉する者の遵守すべき自動車の用法に關する一般的规定である。自動車の運

轉者は當該道路の情況即ち其の構造、幅員、或は交叉點、阪路、曲角其の他の情況並運轉當時に於ける交通量等交通の情況に鑑みて公衆に危害を及ぼさざるが如き方法に於て自動車を運轉するを要するのであつて若し道路の情況或は交通の情況を無視して積極的に無謀な運轉を爲した者は第十一條に依り處罰せらるゝのである。積極的に無謀な運轉をしない者でも道路交通の情況に對し若は道路を使用する第三者に對する相當なる考慮を缺いて自動車を運轉したときは第十二條に依て處罰せらるゝのである。

即ち前記第十條の速度制限規定を守つて居つても此の第十一條若は第十二條に違反して居れば處罰されるのであつて、速度制限は自動車の用法に關する一細目制限規定であつて第十一條及第十二條こそ自動車運轉者たるものゝ先づ遵守せねばならぬ自動車の用法に關する一般的规定なのである。又第十一條及第十二條は現實に交通事故を惹起したか否か從て交通事故に基く刑事責任を負ふたか否かは問ふ處でない假令交通事故を起さず又交通事故に基く刑事責任を負はずとするも右二箇條に依て處罰せらるゝことは有り得るのである。

此の種法規は米國諸州に多々見る處であつて第十一條は一九〇三年英國自動車法第一條と大差は無いが第十二條は今回七

人以下乗用自動車の速力制限を撤廢したことに鑑み特に設けた規定である。然し乍ら他の速力制限を有する自動車の運転者にも適用あるは勿論である。我國に於て將來自動車取締令の改正を行ふに當ては單に速度制限を爲すに止まらず交通事故を起したの場合の刑事責任以外に自動車運転者の遵守すべき自動車の用法に關する一般的规定を設くべきか否かに就て慎重考慮を拂ふ必要があると信ずる。

第十三條 (道路に於ける自動車競走並速力試験の禁止)

一 道路に於て自動車間に競走若は速力試験を爲さしめ又は之に参加したる者は三箇月以下の禁錮又は五十磅以下の罰金に處せられ又は兩者を併科せらるべし

二 本條違反を犯せる廉に因り訴追せられたる者は裁判所に於て特別の理由に依り他の命令を發するを適當と認むる場合を除き、判決の日より十二箇月間運転者免許證の所持又は取得に關する資格を剝奪せらるゝものとす、但し裁判所が長期の右資格の剝奪を命じ得る權限を害することなし (註)

註 本條違反は第十條所定の速力制限内たると制限外たるとを

問はず處罰せられるのである。

第十四條 (道路以外の場所に於ける自動車運轉の禁止)

一 正當なる權限なくして共有地、荒蕪地其の他の土地(道路の一部分を構成する土地に非ざる)馬道又は歩道上に自動車を乗入れ又は運轉したる者は第一回の違反に對しては五磅以下二回以上の違反に對しては十磅以下の罰金に處せらるべし

但し

a 自動車を適法に運轉し得る道路より十五哩の距離内の土地に於て右土地に駐車することを唯一の目的として自動車を運轉するは本條違反に非ず

b 人命救助、消火其の他同様の緊急事故に應ずる爲本條の規定に違反して自動車を運轉することを裁判所に立證したる者は本條違反として處罰せらるゝことなし

二 本條は、一九二五年物權法(公衆の共有地若は荒蕪地に對する權利を規定せるもの)第百九十三條の規定若は土地に適用せらるゝ規則の施行を排斥するものに非ず、

且土地侵害に關する法律若は斯る侵害に就き法律に基きて賦與せらるゝ權利又は救済に影響を與ふるものに非ず且特に車輛を如何なる土地にても駐車し得る權利を與ふるものに非ざることを茲に宣言す

第十五條 (酒類若は麻薬を飲用して自動車運轉したる者の處罰) (註)

一 道路其の他公共の場所に於て、自動車運轉し若は運轉せむと試むる者若は自動車を管理する者にして、自動車に對し適當なる支配を行ふこと能はざる程度に酒類若は麻薬の影響下に在るときは

a 略式裁判に依り五十磅以下の罰金若は四箇月以下の禁錮に處し二回以上の違反に對しては百磅以下の罰金若は四箇月以下の禁錮に處し若は兩者を併科せらるべし

b 起訴に基く裁判に依り六箇月以下の禁錮若は罰金に處し若は兩者を併科せらるべし

二 本條違反に依り處罰せられたる者は、裁判所に於て特

別の理由に依り之に異りたる命令を出すを適當と認めざる限り、處罰せられたる日より十二箇月間免許の所持若は取得に關する資格を失ふものとす、但し裁判所より長期の資格喪失を命ずるの權限を害することなし

四 警察官は本條違反を犯したる者を逮捕狀なくして逮捕することを得

註 我國現行自動車取締令には本條に該當する規定は無いが酌訂して自動車を運轉したる者に對する處罰を規定してある府縣は相當多い。麻薬を飲用して自動車を運轉する者の處罰規定は我國の國情に於ては不必要であらう

第十六條 (鞍褥乘に關する制限)

一 二輪自動自轉車に依り運轉者の外一人を超へて運搬すべからず、運搬せらるゝ者は、自轉車に跨り且自轉車の坐席後部に固く取り付けたる適當なる坐席に坐乘して運搬せらるゝを要す

二 本條に違反して自動自轉車に依り人を運搬したるときは當該自動自轉車の運轉者は、第一回の違反に對しては

五磅以下の罰金二回以上の違反に對しては十磅以下の罰金に處せらるべし(註)

註 本條は二輪自動車の後部に陪乗する者の數並に坐乘方法に對する制限である。

我國に於ける自動自轉車は數個の規定を除き内務省令自動車取締令の適用を受けず廳府縣令の支配に屬してゐるが、其の後部に人を坐乘せしめる事は概ね許されて居ない様である、

第十七條 (運轉者及助手の雇傭に關する必要條件)

一 重機關車及輕機關車に在りては、道路に於て運轉し若ば之に附添はしむる爲二人を雇入るゝを要す、右機關車が被牽引車を牽引する場合に於ては被牽引車に附添はしむる爲、被牽引車一輛を加ふる毎に一人の比率を以て一人若は其以上の者を雇入るゝを要す

但し本項は道路に於て作業中の「ロードローラー」には之を適用せず

二 重機關車若は輕機關車に非ざる他の自動車に依り一箇若は其以上の被牽引車を牽引する場合には、被牽引車に

附添はしむる爲運轉者の外に一人を自動車若は被牽引車に乗込ましむるを要す

三 本條の目的の爲に茲に所謂被牽引車 (Trailer) なる語には、専ら牽引車の爲に水を運搬する爲使用せらるゝ車輛、若は貨物の運搬の爲構造せられたるに非ざる農耕用車輛を包含せざるものとす

四 本條に違反して自動車又は被牽引車を運轉牽引せしめ若は運轉牽引することを許容したる者は處罰せらるべし

五 大臣は規則に依り自動車若は被牽引車の種類を指定して本條に異る定を爲すことを得

第十八條 (被牽引車の數に關する制限)

一 道路に於て自動車に依り牽引せらるゝ被牽引車の數は

a 重機關車若は輕機關車の場合 三個

b 牽引自動車 貨物を積載せる場合 一個

貨物を積載せざる場合 二個

c 輕自動車又は重自動車の場合 一個

若は以上各種類の車輛に就き規則に依り定めらるべき前

記數以下の數を越ゆべからず（註）

二 本條の目的の爲に茲に所謂被牽引車なる語には、専ら牽引車の爲に水を運搬する爲使用せらるゝ車輛若は貨物の運搬の爲構造せられたるに非ざる農耕用車輛を包含せざるものとす

三 本條に違反して被牽引車を牽引せしめ若は牽引することとを許容したる者は處罰せらるべし

註 所謂路面汽車の場合を除き被牽引車の數は一個であり空車たる被牽引車が牽引自動車に依り牽引せらるゝ場合に限り二個を許されるに過ぎぬ。

第十九條（或る種の自動車運轉者の繼續的勤務を爲し得る時間の制限）（註）

一 自動車の運轉者が過度の疲労に陥れる場合に起る危険に對し公衆を保護する目的を以て茲に

a 本法第四章の意義に於ける公衆用車輛

b 重機關車、輕機關車、牽引自動車

c 旅客の手荷物に非ざる貨物の運搬の爲構造せられた

る自動車

に就ては左記制限を超へて之を運轉し若は自己の雇傭し又は自己の支配下に在る他人をして之を運轉せしめ若は其の運轉することを許容するを得ざることを規定す

(i) 引續き五時間半に亘り運轉すること

(ii) 眞夜中より二時間を過ぎたる後より二十四時間内に於て、合計十一時間に亘り運轉すること

(iii) 運轉開始後二十四時間内に引續き十時間の休憩時間を有せざる場合

但し運轉者が二十四時間内に少くとも引續き九時間の休憩時間を有する場合に於て、若し次の二十四時間内に引續き十二時間の休憩時間を有するときは前記 (iii) 號を満足せしめたるものとす

二 本條の目的の爲に

a 二若は其以上の時間は、各の時間の間に運轉者の休憩し飲食物を攝り得る三十分の時間存するに非ざれば之を一個の繼續せる時間と看做す。

b 運轉者が車輛又は車輛に依り運搬せらるゝ貨物に關聯せる運轉以外の仕事に費せる時間は、運轉に要したる時間として計算せらるべし、運轉者が公衆用車輛の運行中旅客以外の資格に於て車中に在りて過したる時間亦同じ

c 農業又は林業の作業に使用せらるゝ車輛に在りては其の道路以外の場所に於て使用せらるゝ限り、車輛を運轉し居れるものと看做され若は車輛又は車輛に依り運搬せらるゝ貨物に關聯せる仕事に時間を費せるものと看做さるゝことなし

三 大臣は、聯合産業會議 (joint industrial council)

勞働調停局 (conciliation board) 其の他同種の團體の申請、若は勞働大臣の申請を行ふに付き相當なる團體たることを認證せる産業に於ける雇傭者並被傭者の代表團體の聯合せる申請に基き、産業裁判所の諮問に附したる後命令に依り本條所定の時間を變更することを得、但し大臣に於て時間の變更が公共の安寧に危害を及ぼすことな

しと認めたることを要す。

本項に依り發したる命令は前記同様の方法並條件に従ひて發せらるゝ後の命令に依りて之を變更することを得

四 何人と雖本條に違反したる者は處罰せらるべし

但し本條違反が相當の注意を以てするも豫見すること能はざりし事情に依る已むを得ざる旅行の遅延に起因せることを裁判所に立證せる者は處罰せらるゝことなし

五 本條は消防自動車並救急自動車に適用せらるゝことなし

註 本條は其の第一項に規定の目的を宣言してある通り自動車の運轉者が繼續的に長時間勤務し若は碌々休憩を攝ることなく就勞したる結果過度の疲勞に陥つた場合に交通事故を惹起して公衆に危害を及ぼすことを防止する爲、其の就勞時間を制限し或は休憩時間を規定したものであつて、交通事故防護上極めて注目に値する規定である。

第二十條 (特定の場合に於ける姓名住所の申告並自動車停止の義務及逮捕の權限) (註)

一 無謀者は危険なる運轉又は不注意なる運轉に關する前

記本法に違反したる者として主張せられたる自動車の運転者が、訊問に付き正當なる権限ある者に對し自己の氏名、住所を申告することを拒み若は虚偽の氏名住所を申告したるときは處罰せらるべし

二 警察官は、無謀若は危険なる運轉又は不注意なる運轉に關する本法の條項に違反せりと認むる自動車運轉者に對して其の氏名、住所を申告せず又は検査の爲免許證を提出せざるときは逮捕狀を用ひずして之を逮捕することを
得

三 道路に於て自動車を運轉する者は制服警察官に要求せられたるときは自動車の運轉を停止するを要す若し停止せざるときは五磅以下の罰金に處せられべし

註 本條第一項及第二項は本法第十一條及第十二條の運用を完からしむる規定である。

第三項は交通取締の完璧を期する上に於て最も必要適切なる規定である。斯る事項は本文の様に積極的に且明示的に規定すべきものと思ふ。

第二十一條 (前掲諸條規に基く訴追に關する制限)

自動車運轉せらるべき最高速度制限竝無謀若は危険なる運轉竝不注意なる運轉に關する本法本章の諸規定違反に就き訴追せられたる者は夫々

a 違反を犯したる當時前記諸規定違反に對する本人の訴追問題を考慮すべき旨警告せられたるか

b 違反を犯せる日より二週間以内に當該違反に關する召喚狀の交付を受けたるか若は

c 右二週間以内に違反の性質、違反を犯したりと主張せらるゝ時竝場所を記載せる訴追すべき旨の豫告を、

違反者若は違反を犯せる當時自動車所有者として登録せられたる者に交付し若は之を書留郵便を以て送付するに

非ずれば處罰せらるゝことなし

但し

(i) 本規定の要求に適合せざりし事實は、裁判所が

(イ) 相當の注意を以てするも、召喚狀を交付し若は豫告を交付し又は送付すべき期間内に被訴追者竝

登録せられたる車輛の所有者の氏名並住所を確むるを得ざりしこと若は

(ロ)被訴追者の行爲に依り本條違反を來さしめたることを認めたるときは、被訴追者の處罰の妨げとなること無し

(ii)如何なる場合に於ても反證ある迄は本條規定の要求する處は遵守せられたるものと看做さるべし

事故

第二十二條 (事故の場合に於ける自動車、停車、義務) (註)

一 道路に於て自動車の在りたることに因り人、車輛若は動物を損傷する事故を惹起したる場合には、自動車の運転者は停車し相當の理由を有する者より要求せられたるときは自己の姓名、住所、自動車所有者の姓名、住所並車輛番號を之に告ぐるを要す

二 前項の事故に際し自動車の運轉者が何等かの理由に依り自己の姓名住所を告げざりしときは能ふ限り迅速に而

て如何なる場合に於ても事故發生後二十四時間以内に警察署若は警察官に當該事故を申告するを要す

三 本條に於て動物とは馬、家畜、驢馬、羊、豚、山羊若は犬を謂ふ

四 本法に違反せる者は處罰せらるべし

註 本條類似の規定は我自動車取締令にもあるが唯本條は自動車の存在が事故の原因を爲す總ての場合を含んで居るのであつて其の意義は廣いと同時に稍漠然としてゐる。一方本法には事故の場合に於ける被害者の救護等の應急措置の義務は規定してゐない。

第二十三條 (事故に對する調査)

一 自動車の道路上に在りたることに因り事故發生せる場合に於ては大臣は事故の原因の調査を命ずることを得

二 斯る事故發生せる場合に於ては大臣の委任を受けたる者は、要求ありたるときは其の權限ある旨を示して、事故の發生と關係ある車輛を檢査し、又は檢査の爲相當の時間内に自動車の存在する場所に立入ることを得

斯る權限ある者の本項に基く義務を執行することを妨害し

たる者は處罰せらるべし

三 大臣は、其の本條に基きて行ふべき調査を公開の調査會を開催することに依りて行ふべきものと思量するとき
は公開調査會を開催することを得

四 本條に基き調査の結果として大臣の作成したる報告書
若は大臣に提出したる報告書は、之を當該調査の關係ある事故の結果として訴訟手續を提起し若は提起せられたる當事者に依り若は右當事者の爲に證據として使用すべからず

自動車の重量並重量測定に關する規定

第二十四條（規定以上の重量を積載する特定車輛に對し認可を與ふる道路並橋梁當局の權限）

一 道路當局並橋梁當局は其の維持管理の責任ある道路若は橋梁に就き適當と思量する條件に従ひて、重機關車若は輕機關車に依り當該道路若は橋梁に於て牽引せらるゝ被牽引車に依り、被牽引車に積載すべき重量若は被牽引車に依り道路若は其の一部分に於て運搬し得べき最大重

量に關する規則に適合せざる程度の重量を運搬すること
を許可することを得、但し被牽引車並重量は右許可に於て特定するを要す、斯る許可を與へたるときは、許可に附屬する條件を遵守する限り右被牽引車に依り許可せられたる重量を道路若は橋梁上に於て運搬するとするも、前記の規則に適合せざる理由のみを以てしては犯罪となることなし

但し道路當局が橋梁上を通過する道路の維持管理に就ては責任あるも、橋梁其のものゝ維持管理に就き責任無きときは、本條に依り與へられたる權限は橋梁當局之を行使すべく、道路當局は之を行使すべからず

二 本條に於て道路當局とは道路の維持管理に就き責任を有する者を總稱す

第二十五條（自動車、橋梁使用禁止に關する權限）（註）

一 道路を通じたる橋梁を管理する橋梁當局が當該橋梁を以て

一定の最大重量を超過する重量の自動車を支へ若は

b 一定の最高速度を越ゆる速度に依り、運轉する場合に於て、一定の最大重量を超過する重量の自動車を支ふるに不十分なりと認むるときは、當該橋梁の兩端に於ける適當なる場所に設置したる所定の型式を有する明白なる標示に依り、當該標示に於て特定せる重量を越ゆる自動車若は當該標示に特定せる速度を越へて運轉する場合に於て當該標示に特定せる重量を越ゆる自動車の右橋梁使用を禁止することを得

但し標示に於て特定する重量は、五噸より少からざることを要し、且橋梁を通過する場合に於ける重機關車竝之に依り牽引せらるゝ被牽引車に對し其の當時に於て許可せられたる最大重量の總計を超過することを不得

本條の目的の爲に「適當なる場所に設置したる」(Placed in a proper position)なる字句は橋梁上若は橋梁の近傍又は橋梁より相當なる距離に在りて橋梁に接近せんとする自動車運轉者の見得るが如き橋梁に通ずる道路上若は道路の近傍に設置することを意味するものとす、而て右

道路を管理する道路當局は前記標示を道路上に設置することに對し橋梁當局に相當の便宜を與ふることを要す

二 橋梁當局の同意無くして、自動車を運轉して前項に定むる標示を設置したる橋梁を通過し右標示に違反したるときは、當該自動車を運轉し若は運轉せしめ若は運轉することを許容したる者は處罰せらるべし。但し之が爲橋梁に與へたる損害に對する民事上の責任に影響すること無し

三 本條の目的の爲に、重量とは荷重を含む重量を意味し自動車、重量とは被牽引車を牽引する自動車に付ては自動車竝被牽引車の重量合計を意味するものとす、而て自動車若は被牽引車の荷重を含む最大許容重量を、當時施行せらるゝ法律命令若は規則に従ひて自動車若は被牽引車に表示したるときは、右自動車若は被牽引車の重量は右標示に依る重量よりも輕からざるものと推定せらるべし但し本條第二項に依り訴追せられたる者に於て、橋梁通過當時自動車若は被牽引車の重量が右重量よりも少か

りしことを裁判所に立證せるときは此の限に在らず

四 前記の如き榜示の設置せられたる場合に於ては、重機關車、輕機關車、牽引自動車、重自動車、軌道車、若は無軌道車が橋梁上に在る時、重機關車、輕機關車、牽引自動車、重自動車を當該橋梁上に於て停車若は運轉せしめ又は停車若は運轉することを許容したる者は處罰せらるべし。但し之が爲橋梁に與へたる損害に對する民事上の責任に影響あることなし

五 本條に基き橋梁の使用に對し設けられたる制限若は禁止に依り利益を侵害せられたる者若は團體は、大臣に訴願を爲すことを得、大臣は右橋梁が若し榜示に特定せられたる重量以上の重量を有する自動車に耐へ若は榜示に特定せられたる速度を超へて通行する場合に於て榜示に特定したる重量以上の重量を有する自動車に耐ゆる力あるものと認めたるときは、當該橋梁當局の提議を考慮したる後右制限若は禁止を撤去し又は其の變更を命ずることを得。右制限若は禁止を設けたる當局は、大臣の命令

に於て特定せられたる期間内に大臣の命令に従ふを要し若し之に従はざりし場合に於ては大臣は、其の命令に適合せしむる爲標示を撤去若は變更せしめ之に要したる費用を右標示を設置したる當局より民事上の債務として略式手續に依り恢復することを得

六 大臣は本條に基き訴願を自ら裁決する代りに、當事者間に於て訴願に付き合意無きときは自己の任命する仲裁者に訴願事件を委託することを得

斯る仲裁に於て仲裁者は大臣の本條第五項に基きて有する權限と同様なる命令を發するの權限を有す、而て本條の目的の爲に仲裁者の發したる命令は之を大臣の命令と看做す

七 本條に基きて發したる橋梁に關する大臣の命令は、制限若は禁止を設くる權限を有する當局が其の後に於て當該橋梁若は交通の狀況に鑑み必要なりと認めたる場合に於て右橋梁に就き制限若は禁止を設くることを妨ぐるものに非ず、但し右制限若は禁止の設定に對しては本條に

基きて訴願を爲すことを得

八 本條に基く橋梁に關する訴願に依り提起せられたる問題が若し従前の訴願に於て既に審査せられたるものなるときは、大臣は新なる訴願の審査を拒むことを得

註 本條は自動車に依り無制限に橋梁を使用する事に因る橋梁の損壞を防止せむが爲の橋梁保護規定であつて我國道路取締令にも此の種の法規はあるが唯之に比し詳細を極めてゐる。而て一定の重量を超過する重量を有する自動車の通行を禁止制限すると同時に、速度に依る物體の運動量を考慮に容れて一定の速度以上の速度に依り運轉する場合に於ける一定の重量以上の重量を有する自動車の通行を禁止、制限する點は注目すべきである。

第二十六條 (重量の測定方法)

本法本章並道路に於ける自動車の使用に關する他の法令の目的の爲に、車輛の自重とは車體 (Body) 及び道路に於て車輛の運轉せらるゝ際必要なる若は通常用ひらるゝ部分 (代りの車體若は部分の使用せらるゝ場合に於てはより重きもの) を含む車輛の重量と解すべし但し車輛の

推進の爲に動力を供給する目的に使用せらるゝ水、燃料、蓄電器並小工具、小設備の重量を含まざるものとす

第二十六條 (自動車等の重量測定)

一 規則の定むるに従ひ道路當局に依り委任せられたる者又は警察當局若は警務長より道路當局に代て委任せられたる警察官は、其の權限あることを示して自動車を管理する者に對し、自動車若は自動車に依りて牽引せらるゝ被牽引車の自重若は荷重を含める重量を測定し且自動車若は被牽引車の道路に接觸する部分に依り道路に傳達せらるゝ重量を測定することを許容せんことを要求し、而て右目的の爲に重量測定橋若は其他の車輛重量測定機の在る地點まで自動車を進行せしむることを要求することを得、自動車を管理する者にして斯る要求に従ふことを拒み若は之を無視せる者は處罰せらるべし但し右委任を受けたる者若は警察官は、自動車を管理する者に對し荷重を除きたる重量を測定する目的を以て自動車若は被牽引車の積載物を卸し若は卸さしめ若は卸す

ことを許容せんことを要求すべからず

二 若し右要求を爲したる當時に於て自動車重量測定橋若は其の他の重量測定機の在る地點より一哩以上の地點に在り且其の重量が法規に依り許容せられたる制限以内なること判明したるときは、右要求を爲さしめたる道路當局は其の生じたる損害に付き、意見一致せざるときは當事者の協定したる一人の仲裁者の定めたる額、協定無きときは大臣の任命したる一人の仲裁者の定めたる額を支拂ふを要す

三 本條に基きて自動車若は被牽引車の重量を測定したるときは、自動車管理者に對し重量證明書を交付すべし、而て右證明書は同一貨物を積載し同一旅程の運轉を繼續する間は當該自動車若は被牽引車の重量検査を排除するものとす

四 道路當局は自ら若は他の道路當局と共に車輛重量測定橋若は其の他の重量測定機を設置維持し、又は他の當局若は他の重量測定橋若は其の他の測定機を設置維持する

費用を分擔することを得

五 本條に基き道路當局の要する費用は州議會 (county council) に在りては州の一般目的の爲の費用として、都邑若は地區議會 (borough or district council) に在りては一八七五年乃至一九二六年の公衆衛生法 (Public Health Act, 1875 - 1926) の施行に依り右議會の要する一般的費用として支出することを得、而て重量測定橋若は其の他の測定機を設置し若は之が設置費用を分擔することは道路當局としては、其州議會の場合に在りては一八八八年地方制法 (Local Government Act 1888) に依り其の都邑若は地區議會の場合に在りては一八七五年乃至一九二六年の公衆衛生法に基き且其の條項に従ひて、起債を爲し得る目的となるものとす。(未完)